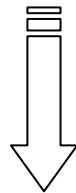


特定機械等

	特定機械等	製造時等検査	設置時等検査 (落成検査)	有効期間	備考
		都～局長	労基署長		
A	第一種 圧 力容器			1年	移動式を除く
B	ボ イラー			1年	小型は除く
B'	移動式 ボ イラー		×	1年	小型は除く
C	ク レーン	×		2年	吊り下げ荷重3ト以上
C'	移動式 ク レーン		×	2年	吊り下げ荷重3ト以上
D	デ リック	×		2年	吊り下げ荷重2ト以上
E	エ レベータ	×		1年	積載荷重1ト以上
F	建設用リ フ ト	×		設置から 廃止まで	ガイドレールの高さが18m以上
G	ゴ ンドラ		×	1年	

特別特定機械等(特定廃熱ボイラー)は登録製造時等検査機関



さくっとひとまとめ

A～G 特定機械等の頭の一文字をとって覚える

C、D、E、F 物などを吊り下げるための機械 製造時等検査はしない

B'、C'、G 現場で使用時に移動する(固定せずに使う) 設置時等検査はしない

B'、C'、G 設置時等検査はしない 製造時等検査で検査証が交付される

C、C'、D 荷物を吊り下げる機械の有効期間は2年(他は1年)